

軌道整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例案

令和2年(2020年)2月18日提出

札幌市長 秋元克広

軌道整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(札幌市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第53号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条第1項中「軌道事業」を「軌道整備事業(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第10条第2項に規定する軌道整備事業をいう。次条第2項において同じ。)」に改める。
- (2) 第2条第2項中「軌道事業」を「軌道整備事業」に、「運行路線」を「路線」に改める。

(札幌市高速電車乗車料金条例の一部改正)

第2条 札幌市高速電車乗車料金条例(昭和46年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「本市電車又は」を削る。

(札幌市電車乗車料金条例の廃止)

第3条 札幌市電車乗車料金条例(昭和45年条例第34号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前の札幌市高速電車乗車料金条例第7条第6項の規定により発行された乗継定期券は、第2条の規定による改正後の同項の規定により発行されたものとみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、交通事業管理者が定める。

(理 由)

軌道整備事業の実施に伴う関係条例の整理を行うため、本案を提出する。